

## 地域再生利子補給金を活用しませんか？

地域経済の活性化に資する事業を行う企業等が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が利子補給金を支給することで、低利な借入れが可能となります。

### 対象となる事業

地域再生計画『ものづくり山形活性化計画』に定められている事業と合致する事業  
(新規事業・事業基盤の強化拡張等)

### 利子補給金の支給期間

金融機関が企業等へ最初に貸付けた日から起算して**5年間**

### 利子補給率

**0.7% 以内**

### 活用可能時期

平成27年 7月～

※年4回程度の受付期間内での手続きが必要となります。

詳細は金融機関にご確認ください。

### 活用可能な金融機関

(株)山形銀行	山形信用金庫
(株)荘内銀行	米沢信用金庫
(株)きらやか銀行	鶴岡信用金庫
(株)七十七銀行	新庄信用金庫
(株)みずほ銀行	農林中央金庫
(株)三菱UFJ銀行	(株)商工組合中央金庫
(株)三井住友銀行	(株)日本政策投資銀行
(株)きらぼし銀行	

**融資契約前にはまずは金融機関にご相談ください!!**

### 例えば…

A社が山形市内の工場を増設することに伴い、次の条件で金融機関から**10億円**を借り入れる場合

\* 借入金利：1.00%(固定金利)  
※変動金利でも可

\* 返済期間：10年間

\* 利子補給率：0.7%



**金利負担が約2,500万円少なくなります!!**

※国の予算状況により利子補給率が変更となる場合があります。

### 問い合わせ先等

山形県産業労働部  
工業戦略技術振興課 企画振興担当  
TEL：023-630-2696 FAX：023-630-2695

- 県HP(地域再生計画関係)  
<https://www.pref.yamagata.jp/110002/sangyo/gijutsu/kikakushinko/saiseikeikaku.html>
- 内閣府HP(利子補給金手続き関係)  
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>